

2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画 に 関 する 事 項	建 築 区 画	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ゴルフ練習場、バッティング練習場、ボーリング場 2 2階以下の共同住宅、長屋住宅及び重ね建て長屋住宅「1住戸の床面積（バルコニー部分の床面積を除く。）が39平方メートルを越えるものを除く。」 3 ホテル、旅館 4 危険物（石油類を除く）の貯蔵及び処理施設 5 畜舎
	建 築 区 画	敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は165平方メートル以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 1 この地区整備計画決定の際に現に建築物の敷地として使用されている土地、又は所有権その他の権利に基づき建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、そのすべてを一の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により仮換地の指定を受けた土地又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づきそのすべてを一の敷地として使用するもの
	建 築 区 画	壁面の位置の制限	建築物の外壁（出窓及び戸袋を除く。）若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくはへいで高さが2メートルを超えるものの位置は、道路境界線から1.5メートル以上、隣地境界線から1.0メートル以上とする。ただし、建築物又は建築物の部分で道路境界線又は隣地境界線までの距離の限度に満たない距離にあるものが、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 1 床面積（門若しくはへいを除く）の合計が10平方メートル（壁面を有しない建築物にあつては、30平方メートル）以内であること。 2 外壁、門又はへいはこれに代わる壁又は柱の面からの長さの合計が3メートル以下であるもの 3 自動車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	建 築 区 画	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは12メートル以下でなければならない。
	建 築 区 画	建築物等の意匠の制限	1 建築物の屋根は、勾配屋根など傾斜を有する形態とする。ただし、店舗等の用に供する建築物は、この限りでない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。 3 独立して設置する屋外広告物の高さは、10m以下とする。
	建 築 区 画	かき又はさくの構造	道路に面する部分に設けるかき又はさく（門柱その他これらに類するものを除く。）は開放的な生垣又はフェンスとしなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 1 道路面からの高さが60センチメートル以下の部分 2 幅が50センチメートル以上で、かつ、道路面からの高さが60センチメートル以下の植栽帯を道路境界沿いに設けた部分